教育委員会定例会日程

平成23年6月23日

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議事

日程第1

請願第3号

中学校公民教科書採択に関する請願(1)

(教育指導課)

日程第2

請願第4号

中学校公民教科書採択に関する請願(2)

(教育指導課)

日程第3

請願第5号

中学校歴史教科書採択に関する請願(1)

(教育指導課)

日程第4

請願第6号

中学校歴史教科書採択に関する請願(2)

(教育指導課)

日程第5

報告第5号

事務の臨時代理の報告(小田原市社会教育委員の一部委嘱替え)について (生涯学習課)

- 5 報告事項
- (1) 財団法人小田原市学校建設公社経営状況の報告について

(資料1 教育総務課)

- (2) 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定について (資料2 文化財課)
- (3) 市議会6月定例会の概要について (資料3 教育部、文化部)
- 6 その他
- (1) 夏期の電力需給対策に伴う特別保育等の実施について (資料4 青少年課)
- (2) 青少年の体験交流事業等について

(資料5 青少年課)

(3) キャンパスおだわら開設イベントについて (資料6 生涯学習課)

(4) 夏季休業中の学校プール開放について (資料7 スポーツ課)

7 閉 会

中学校公民教科書採択に関する請願(1)



小田原市教育委員会 委員長 和田重宏 殿

平成23年5月31日

横浜の教育を考える会 代表 湯澤甲雄 横浜市南区大岡 3-41-10

元東京銀行ソウル支店長 80歳

<中学校公民教科書採択に関する請願(その1)>

憲法99条に「公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあり、教育基本法は前文に おいて「日本国憲法の精神にのっとり、一この法律を制定する」とあり、中学校学習指導要領 第1章第1(海老名市教育委員会 委員長 田中裕子 殿教育課程編成の一般方針)には「各 学校においては、教育基本法――並びにこの章以下に示すところに従い、――これらに掲げる 目標を達成するよう教育を行うものとする」とあります。即ち義務教育は、日本国憲法の精神 にのっとり行われなければならないのであります。

中学校公民教科書の採択に当たりましては、何れの教科書が日本国憲法の精神が色濃く反映されているかの視点に立って、比較審査されますことを請願いたします。

以下日本国憲法の精神の骨格の部分を抜粋して、比較審査の資料に供します。

- 1、自由民主主義政治制度を普遍の原理として教育すること。これに反する一切の憲法、法令を排除すること。
- 2、憲法とは、主権者たる国民と憲法との間を規律したものであること。ただし、9条だけは、 日本国民の決意表明であること。(憲法は公務員との間を規律するものでない。)
- 3、国民の権利として、基本的人権を定め、憲法はこれを永久に尊重するとしていること。
- 4、国民の義務として、自由と権利を定め、憲法はこれを国民が不断の努力によって保持することについて保障していること。公務員の行政的関与は許されないとしていること。
- 5、基本的人権とは、自由・正義・世界平和の基本として国連が定めた概念の翻訳語であって、 わが国が平和主義といわれる根拠となっており、国民が古から大切にしてきている事柄・ 領土・財産・習慣や家族とその共同体の固い絆のこと。国民の大義のことである。
- 6、自由と権利は、個人間の権利であって、権利の争い事は司法による判決で決められること。 憲法 14 条から 40 条まである。
- 7、国民は、憲法によって尊重され保障されている事柄は、公務員を選任・任用して、奉仕者 として奉仕してもらうことになっていること。
- 8、公務員は、国民全体の奉仕者として、国会、内閣、司法、地方自治について、国会が定める法律に従って国民に奉仕すること。選挙権行使等の例外を除き公務員は、国民の権利・義務を有しない。(国公法 102 条参照) それ故に功労のあった公務員には、国民統合の象徴でる天皇陛下から叙勲が授けられ、不幸にして命をなくした公務員は靖国神社に英霊として祀り、末永く感謝の念を捧げる国民的慣習がある。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に5月27日付同文にて,請願させていただいています。

中学校公民教科書採択に関する請願(2)

平成23年5月31日

田原市教育委員会 委員長 和田重宏 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤甲雄 横浜市南区大岡 3-41-10 元東京銀行ソウル支店長 80 歳

<中学校公民教科書採択に関する請願(その2)>

<日本精神とは「約束を守り、礼節を重んじ、嘘をつかず、金で動かない、勇気がある」ことである>と、日本人の心をこのようにとらえている公民教科書をできるだけ探していただいて、それに近いものを採択していただきたく請願いたします。

これは、台湾の李登輝元総統の言葉でありまして、私も海外生活の経験に照らして同感であり、生徒がこれからの国際社会に生きるために、育まれなければならない力であると思うからであります。

以下に、背景を述べます。

それぞれの国民には、その国民の歴史からかもし出されたその国民独特の精神・気質があります。所謂アイデンテテイといわれるものの一つであります。児童の権利条約第8条(アイデンテテイの保全)には、「不法に干渉されることなく児童が保持する権利を尊重することを約束する」として、わが国は保全することを公約しています。

ヤンキースピリットやゲルマン魂に等しい日本人のアイデンテテイは、日本精神、大和魂、 義の心等いろいろありますが、これを公民の授業の中で教育すべきであります。

「日本人は民度が高いから、大震災の災害地でも混乱がおきません」とテレビで米国人が言い、 同じ事を大勢の外国人が言いました。これも私たちのアイデンテテイですが、これは先輩が残 したものであって、中学生はこれからこのような人格形成に励まなければなりません。

私は、ニューヨークで5年間滞在、職場には500人のアメリカ人の部下が居ました。その後、シンガポールで4年間滞在、支那人、マレー人、インド人18人の部下と広東人、福建人、潮州人、客家、海南人、上海人、北京人(全部言語が異なり互いに通じない)1100社の現地中小企業と取引関係を持ち、その後、今度はソウルで2年間70人の韓国人の部下に囲まれて100社の現地中大企業と取引する生活をしました。そこで、日本人は世界中の人々から畏敬の念を持って見られており親しまれて信頼されていることを知りましたが、世界中で支那人といわれている人から、日本人だけが中国人と言わされる背景も知りました。

今の中学生は、私が外国人と関係を持った以上の多くの外国人と付き合わなければ生活できないと思います。そしてその中で、リーダーとして認められるかどうかが、決定的に生活水準となって跳ね返ることでしょう。それは、その人の能力・人格・覇気によるのですが、部下を従える最低の素養として上記日本精神を身につけておくべきであります。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に5月27日付同文にて,請願させていただいています。

中学校歴史教科書採択に関する請願(1)





小田原市教育委員会 委員長 和田重宏 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤甲雄 横浜市南区大岡 3-41-10 元東京銀行ソウル支店長 80歳

<中学校歴史教科書採択に関する請願(その1)>

(請願の趣旨)

中学校歴史教科書の採択に当たりましては、国が国民に永久に保障した基本的人権を尊重する憲法の精神にのっとり、次の観点に立って採択されますことを請願いたします。

- 1、家族愛、民族愛、国家に対する愛情ひいては世界平和の心を育む教科書の採択
- 2、史実を暖かい心で受止めて、国民の団結心を育む教科書の採択
- 3、古の国民の生活の営みから滲み出て堆積し、固有の尊厳と化した基本的人権の形成 に努力した個々の人間の努力を学ぶことを通じ、日本人の誇りを育む教科書の採択
- 4、史実を理由に人が虐げられる記述が多く、自己嫌悪に陥らせる教科書の徹底的排除
- 5、史実を現在の価値観で断罪し、暗黒の歴史としてしまう教科書の排除
- 6、他国尊重に拘って、サンフランシスコ平和条約によって戦争当事国間で大赦が成立 し、あるいは国連加盟によって世界中の国々が対等であることを忘却して、わが国 を今なお虐げ誹謗する教科書の排除

(請願の理由、背景)

憲法 99 条に「公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあり、教育基本法は前文において「日本国憲法の精神にのっとり、一この法律を制定する」とあり、中学校学習指導要領第 1 章第 1 (教育課程編成の一般方針)には「各学校においては、教育基本法一一並びにこの章以下に示すところに従い、一一これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする」とあります。即ち義務教育は、日本国憲法の精神にのっとり行われなければならないのであります。従って中学校歴史教科書の採択に当たりましては、何れの教科書が日本国憲法の精神が色濃く反映されているかの視点に立って、行われるべきであります。

就中、中学校の歴史教科は、憲法条文の中で至高とされる第 11条「国によって永久 に保障される国民の基本的人権」の歴史的生成の過程を学ぶ教科であります。

その基本的人権とは自由・正義・世界平和の基本として国連が定めた概念の翻訳語であって、「国民が古から大切にしてきている事柄・領土・財産・習慣並びに、家族(父、母、児童からなる)とその共同体の人々が同等で固い絆で結ばれた無窮の愛のこと」であり、国民の大義を表しています。これは、わが国政府も条約締結により認めている国際理解であり、わが国だけの勝手な理解ではありません。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に5月30日付同文にて, 請願させていただいています。 中学校歴史教科書採択に関する請願(2)



小田原市教育委員会 委員長 和田重宏 殿

横浜の教育を考える会 代表 湯澤甲雄 横浜市南区大岡 3-41-10 元東京銀行ソウル支店長 80歳

<中学校歴史教科書採択に関する請願(その2)>

(請願の趣旨)中学校歴史教科書の採択に当たりましては、生徒たちに国際的負い目を背負わせる記述のある教科書の採択を排除していただきたく、請願いたします。 (請願の理由、背景)中学校歴史教科書は、日本史の教育でありますが、特に近現代史を理解する場合に、生徒たちを正しい理解に導き、ひいては真理を求める態度を養う教育基本法の教育目標を達成するためには格別の注意が必要であります。 生徒たちが卒業して社会人となったとき、精神的に負い目を負って外国人と対するならば、本人ばかりでなく、末代までも負い目を残す結果を招来することになりかねませんので、断固としてこれを払拭すべきです。国際的負い目を背負わせる教育は、生徒たちとその子孫の生きる力を育む教育にはなりません。国家衰退を招来します。 なお、負い目を抱かせない教育のために、以下に2例をご参考までに記します。

1、1951年5月3日アメリカ合衆国議会上院、軍事外交合同委員会におけるダグラス・マッカーサー元帥証言 (アメリカ合衆国の公文書)

「日本は、絹産業以外には、固有の産物は殆ど何も無いのです。彼らは綿がない、羊毛がない、石油の産出がない、錫がない、ゴムがない。その他実に多くの原料が欠如している。そしてそれらの一切のものがアジアの海域には存在していたのです。もしこれらの原料の供給が断ち切られたら、1千万から1千2百万の失業者が発生するであろうことを彼らは恐れていました。従って彼らが戦争に飛び込んでいった動機は、大部分が安全保障の必要に迫られてのことだったのです。」

2、清国の植民地化と清国人の奴隷化と買弁化

明治維新から大東亜戦争終戦に至るまで、日本人の心に脈々として流れていた血潮は、西欧諸国の植民地にさせない、奴隷にならない、買弁とならない、独立の精神であります。1862年23歳の高杉晋作が上海に密航し、植民地化した清国の現実に慄然として帰国し、報告を聞いた長州藩はその翌年、乞食同然の伊藤俊介はじめ、井上門多ら5人を英国に留学させ、国家の歩むべき道を見出し、その後植民地化を推進する西欧諸国とその買弁となった支那人との闘争の歴史が国を挙げて続くのであります。その日本の独立の精神は、終戦後国連憲章に引き継がれて、植民地、奴隷、買弁もこの世界から無くなり、大中小多くの国家が独立して、同等の立場を認め合い、国内では家族の絆を核とした共同体を尊重する世界ができたのです。その国連憲章の下に当然にわが国は、きわだって発展を遂げることができました。しかし、国際的負い目を背負う罠にはめられて、独立精神が発揮できないでいれば、やがて諸外国の餌食になり、国家が無くなり、奴隷と成り下がるのが現実です。教育委員会には、長州藩の英明な行動が今の世では何であるか、お考えいただければと思うのであります。以上

追って、本請願は、神奈川県教育委員会委員長 平出彦仁殿宛に 5月30日付同文にて、 請願させていただいています。 報告第5号

事務の臨時代理の報告(小田原市社会教育委員の一部委嘱替え)について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(平成10年3月教育委員会規則第4号)第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成23年6月23日提出

小田原市教育委員会 教育長 前田 輝男

小田原市社会教育委員候補者名簿

【候補者】

選出区分	学識経験者
氏 名	给木敦子
住 所	小田原市根府川
生 年 月 日	昭和38年
備考	小田原市議会議員
委 嘱 期 間	平成24年7月31日まで

【前任者】

選出区分	学識経験者
氏 名	今村 洋一

社会教育委員名簿

任期: 平成 22 年 8 月 1 日~平成 24 年 7 月 31 日

 \bigcirc

		11.79] • 13%, 212	十0月1日
役職	選出区分	氏 名	備考
議長	社会教育関係者	遠藤豊子	きらめき☆おだわら塾を 運営する会会長
副議長	学識経験者	瀬沼克彰	桜美林大学名誉教授
委 員	学識経験者	石 川 信 雄	自治会総連合会長
II.	学識経験者	長 田 恵 子	公募
JJ	学識経験者	小山田 大 和	公募
JJ	学校教育関係者	佐藤均	城南中学校長
JJ	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	杉 﨑 雅 子	臨床心理士・学校心理士
II.	学識経験者	鈴 木 敦 子	市議会議員
II.	社会教育関係者	瀬戸昭彦	市体育協会副会長
JJ	学識経験者	中津川 悦 子	市文化連盟副会長
JJ	学校教育関係者	夏 苅 宏	山王小学校長
JJ	社会教育関係者	一寸木 正 直	市PTA連絡協議会幹事
,,	社会教育関係者	横 山 けい子	市青少年健全育成連絡協議会副会長

[※]委員は五十音順(平成23年6月6日現在)

財団法人小田原市学校建設公社

経営状況報告

目 次

■平成22年度決算1	■平成23年度事業計画 ・・・・・・・・・・・・・・11
事業報告······2	事業計画······12
正味財産増減計算書3	収支予算書······13
貸借対照表······5	
財務諸表に対する注記7	
財産目録······8	
事	

財団法人小田原市学校建設公社

平成22年度決算

平成22年度財団法人小田原市学校建設公社事業報告

事業概要

平成22年度における事業の概要は、次のとおりです。

1 学校施設貸付事業

昭和57・58年度に建設した町田小学校校舎及び平成4~7年度に建設した三の丸 小学校校舎等を小田原市に貸付けいたしました。

貸付面積は、町田小学校校舎の1,679平方メートル及び三の丸小学校校舎等の1,825平方メートルの合計3,504平方メートルです。

(1) 学校施設貸付事業の内容

建設年度	施設名	貸 付 期 間	貸 付 面 積
昭和57・58年度	町田小学校校舎 (第2期建設分)	平成22年4月1日 ~平成23年3月31日	1, 679 m²
平成 4 ~ 7年度	三の丸小学校校舎等	平成22年4月1日 ~平成23年3月31日	1, 825 m²
		計	3, 504 m²

正味財産増減計算書

財団法人小田原市学校建設公社

平成 22 年 4 月 1 日 から 平成 23 年 3 月 31 日まで

科	目	当 年 度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1)経常収益				
① 基本財産運用益				
基本財産受取利息		3, 330	12,500	△ 9,170
② 受取補助金等				
市補助金		6, 188, 990	6, 715, 262	△ 526, 272
③ 雑収益				
受取利息		263	326	△ 63
受取配当金		1, 100	1,100	0
雑収益		0	0	0
経常収益計		6, 193, 683	6, 729, 188	△ 535,505
(2)経常費用				
① 管理費				
支払手数料		900	2, 100	△ 1,200
租税公課		401,000	402,000	△ 1,000
支払利息		5, 788, 990	6, 315, 262	△ 526, 272
経常費用計		6, 190, 890	6, 719, 362	△ 528, 472
当期経常増減額		2, 793	9,826	△ 7,033

				• ,	• .
	科	B	当 年 度	前年度	増減
	2. 経常外増減の部				
	(1) 経常外収益				
	<u> </u>		0	0	0
	経常外収益計		. 0	0	0
	(2)経常外費用				·
	_		0	0	0
	経常外費用計		0	0	0
	当期経常外増減額		0	0	0
	当期一般正味財産増減額		2, 793	9, 826	^ △ 7,033
	一般正味財産期首残高	•	294, 169	284, 343	9, 826
	一般正味財産期末残高		296, 962	294, 169	2, 793
•	Ⅱ 指定正味財産増減の部		·		
	当期指定正味財産増減額		0	0	0
	指定正味財産期首残高		5,000,000	5, 000, 000	. 0
	指定正味財産期末残高		5,000,000	5, 000, 000	0
	Ⅲ 正味財産期末残高		5, 296, 962	5, 294, 169	2, 793

.

貸借対照 表

財団法人小田原市学校建設公社

平成 23 年 3 月 31 日現在

科	目 ·	当 年 度	前年度	増減
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金		260, 727	257, 934	2, 793
建物		1, 049, 674, 235	1, 049, 674, 235	0
流動資産合計	•	1, 049, 934, 962	1, 049, 932, 169	2, 793
2. 固定資産				
(1) 基本財産		•		
定期預金		5, 000, 000	5, 000, 000	. 0
基本財産合計		5, 000, 000	5, 000, 000	0
(2) その他の固定資産				
出資金		30, 000	30,000	0
その他の固定資産合計		30,000	30, 000	0
固定資産合計		5, 030, 000	5, 030, 000	. 0
資産合計		1, 054, 964, 962	1, 054, 962, 169	2, 793
Ⅱ 負債の部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·		
1. 流動負債				
短期借入金		1, 049, 668, 000	1, 049, 668, 000	0
流動負債合計		1, 049, 668, 000	1, 049, 668, 000	0
負債合計		1, 049, 668, 000	1, 049, 668, 000	0

科	目	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			·	
1. 指定正味財産				
受贈定期預金		5, 000, 000	5, 000, 000	. 0
指定正味財産合計		5, 000, 000	5, 000, 000	0
(うち基本財産への充当	額)	(5, 000, 000)	(5, 000, 000)	(0)
2. 一般正味財産		296, 962	294, 169	2, 793
(うち基本財産への充当	額)	. (0)	(0)	(0)
正味財産合計		5, 296, 962	5, 294, 169	2, 793
負債及び正味財産合計		1, 054, 964, 962	1, 054, 962, 169	2, 793

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券(出資金)の評価方法について 有価証券(出資金)の評価方法は、取得原価をもって貸借対照表価額としている。

(2)棚卸資産の評価方法について 棚卸資産の評価方法は、個別法に基づく原価法により実施している。

(3)消費税等の会計処理について 税込方式を採用している。

2. 会計方針

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)を適用している。

3. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

一次一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一	V - C - 1 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産 定期預金	5, 000, 000	0	0	5, 000, 000
合 計	5, 000, 000	0	0	5, 000, 000

4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科	I	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産	定期預金	5, 000, 000	(5, 000, 000)	(0)	_
合	計	5, 000, 000	(5, 000, 000)	(0)	·

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

助金寺の内訳业ひ	に父刊有、ヨ朔の	增恢假及Unx同时	$\mathcal{L}_{\mathcal{A}}$	<u> </u>		(単位・円)
補助金等の名称	交 付 者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記 載区分
運営費補助金	小田原市		400,000	400,000	_	_
利子補給金	小田原市		5, 788, 990	5, 788, 990		_
合	計	_	6, 188, 990	6, 188, 990	<u> </u>	

財産目録

財団法人小田原市学校建設公社

平成 23 年 3 月 31 日現在

T)	=		Λ # **	(単位:円)
	<u>目</u>		<u>金</u> 額	
I 資産の部				
1. 流動資産				
(1) 現金預金		·		
普通預金				
さがみ信用金庫本店	. •	62, 215		
横浜銀行小田原支店		114, 750		
スルガ銀行小田原支店	î	60, 844		
中南信用金庫下中支店	ī	22, 918		
現金預金合計		. 260, 727		
(2) 建物		*		
町田小学校校舎		203, 359, 619		
三の丸小学校校舎等		846, 314, 616		
建物合計		1, 049, 674, 235		
流動資産合計			1, 049, 934, 962	
2.固定資産				
(1) 基本財産			·	
定期預金			·	
さがみ信用金庫本店		1,600,000		•
横浜銀行小田原支店		1, 700, 000		
スルガ銀行小田原支店		1, 700, 000		
基本財産合計		5, 000, 000		

科目		金額	
(2) その他固定資産			
出資金		·	
さがみ信用金庫	20,000		
中南信用金庫	10,000		
その他固定資産合計	30,000		
固定資産合計		5, 030, 000	
資産合計			1, 054, 964, 962
Ⅱ 負債の部			
1.流動負債			
(1)短期借入金	·		
さがみ信用金庫本店	1, 049, 668, 000		
短期借入金合計	1, 049, 668, 000		
流動負債合計		1, 049, 668, 000	
負債合計			1, 049, 668, 000
正味財産			5, 296, 962

平成22年度財団法人小田原市学校建設公社事業明細表

1 期首建物棚卸高

(単位:円)

施 設 名	工事請負費	設計等委託料	建	設	利	息	報	償	費	合	計
町田小学校校舎(第2期建設分)	198,740,000	4,000,000			619	,619			.0		203, 359, 619
三の丸小学校校舎等	788, 337, 116	45, 671, 703		11,	502	, 462		80	3,335		846, 314, 616
計	987,077,116	49, 671, 703		12,	122	,081		80	3,335		1,049,674,235

2 期末建物棚卸高

施	設	名	工事請負費	設計等委託料	建	設	利	息	報	償	費	合		Ī	計
	小 学 校 5 2 期建部		198,740,000	4,000,000			619	,619	•		0		203,	359,	619
三の丸	.小学校校	₹舎等	788, 337, 116	45, 671, 703		11,	502	,462		80	3,335		846,	314,	616
	計		987, 077, 116	49,671,703		12,	122	,081		80	3,335	1	,049,	674,	235

財団法人小田原市学校建設公社

平成23年度事業計画

平成23年度財団法人小田原市学校建設公社事業計画

1 学校施設貸付事業

施設名	面積	貸付期間	備考
町田小学校校舎 (第2期建設分)	1,679 m²	平成 23 年 4 月 1 日 ~平成 24 年 3 月 31 日	
三の丸小学校校舎屋内運動場棟ほか	1,825 m²	平成 23 年 4 月 1 日 ~平成 24 年 3 月 31 日	貸付面積の中に外便所・体育器具庫棟 (72㎡)を含む。
合 計	3,504 m²		

収 支 予 算 書

財団法人小田原市学校建設公社

平成23年4月1日 から 平成24年3月31日まで

科 目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	13	17	△ 4	
② 事業収入				
学校施設譲渡事業収入	0	0	0	
③ 補助金等収入				
市補助金収入	10, 897	6, 715	4, 182	
④ 雑収入				
受取利息収入	1	1	0	
配当金収入	1	1	0	
事業活動収入計	10, 912	6, 734	4, 178	
2. 事業活動支出		:		·
① 管理費支出		·		
旅費交通費支出	2	2	0	
交際費支出	. 0	0	0	
消耗品費支出	5	5	0	
支払手数料支出	4	4	0	
印刷製本費支出	1	1	0	
通信運搬費支出	1	1	0	
公課費支出	404	406	△ 2	
支払利息支出	10, 497	6, 315	4, 182	
事業活動支出計	10, 914	6, 734	4, 180	
事業活動収支差額	△ - 2	0	△ 2	

科	目	予	算 額	前年度予算額	増減	備考
Ⅱ 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						*
① 借入金収入					•	
短期借入金収入			1, 049, 668	1, 049, 668	0	
財務活動収入計			1, 049, 668	1, 049, 668	. 0	
2. 財務活動支出						
① 借入金返済支出						
短期借入金返済支	出		1, 049, 668	1, 049, 668	0	
財務活動支出計			1, 049, 668	1, 049, 668	0	
財務活動収支差	額		0	0	0	
Ⅲ 予備費支出			256	248	8	
当期収支差額			△ 2	0	△ 2	
前期繰越収支差	額		258	248	10	
次期繰越収支差	額		0	0	0	

..

小田原市歴史的風致維持向上計画の認定について

1. 歴史まちづくり法

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

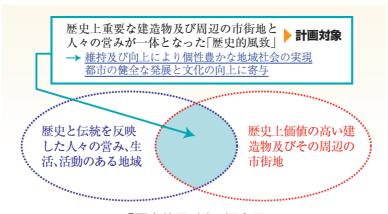
この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで、金沢市、高山市等22市町村の計画が認定されています。

〇 認定計画に基づく事業への支援制度

社会資本整備総合交付金の交付対象事業である「街なみ環境整備事業」や「都市再生整備計画 事業」などを活用して、歴史的風致形成建造物の復元、修理、買収又は移設や街なみの修景、電 柱電線類移設、案内板等の整備、伝統行事への支援など、市町村の創意工夫をより一層活かした 取り組みに対し支援を受けることができます。

〇 歴史的風致とは?

歴史まちづくり法では「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」とされており、地域にある歴史上重要な建造物と周辺市街地、歴史や伝統を反映した人々の営みが一体となったものをいいます。



「歴史的風致 | の概念図

2. 計画策定の目的

小田原市は、戦国時代には小田原北条氏の城下町として、また、江戸時代には小田原藩の城下町、 天下の険・箱根を控えた宿場町として栄え、さらに明治後期から昭和初期にかけては、政財界の要 人や文化人たちによって別荘地などとしても賑わっていました。

市内各地には、小田原城跡をはじめとする史跡、昔ながらの商家や別邸などの歴史的建造物が良好に残り、そこでは神輿渡御やお囃子などの伝統芸能、かまぼこや小田原漆器などの製造・販売といった伝統的ななりわいが今もなお息づき、歴史的建造物と一体となって、良好な歴史的風致を形成しています。

このような小田原固有の歴史的風致を守り、育て、そして次世代に継承していくために必要な事項を定めることにより、小田原に残る歴史資産を積極的に活用した小田原らしいまちづくりを推進することを目的に策定を進めてきたものです。

3. 策定の経過

- 庁内に**「小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会」**を設置し、骨子案を策定 平成20年6月3日~平成23年3月24日(12回開催)
- 学識経験者、市民団体等からなる「**小田原市歴史まちづくり協議会」**を設置し、計画案を策定 平成22年7月8日~平成23年3月18日(5回開催)
- 〇 市民意見募集

平成21年8月 (歴史的風致の提案)

平成22年12月(小田原市歴史的風致維持向上計画(素案)について意見募集)

○ 主務大臣である国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣に対し認定申請 平成23年5月26日付

4. 小田原市歴史的風致維持向上計画の概要

O 認定計画の区域 : 市域全域

○ 重点区域の区域 : 小田原城総構と板橋地区の一部

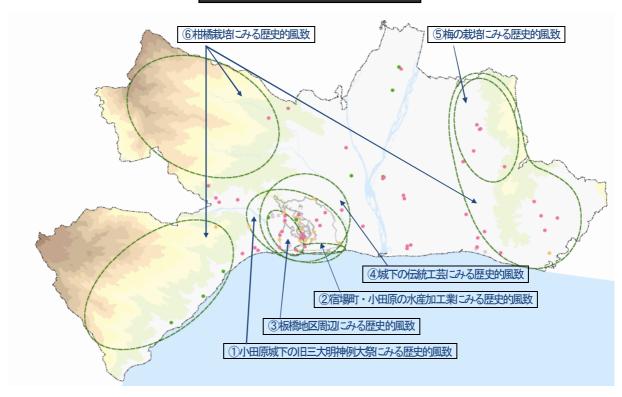
• 名 称 小田原城城下町区域

·面 積 約420ha

※認定計画に基づく国の支援は、重点区域内の事業に限定

: 平成23年度から平成32年度までの10年間 〇 計画の期間

小田原市歴史的風致総括図





凡 例 : 歴史的風致の位置を示す

・ : 文化財の位置を示す

小田原市の維持向上すべき歴史的風致

小田原市は、戦国時代には小田原北条氏の城下町として、また江戸時代には小田原藩の城下町、天下の険・箱根を控えた宿場町として栄え、さらに明治後期から昭和初期にかけては、 政財界の要人や文化人たちによって別荘地などとしても賑わってきました。

市内各地には、小田原城跡をはじめとする史跡、昔ながらの商家や別邸などの歴史的建造物が良好に残り、そこでは神輿渡御やお囃子などの伝統芸能、かまぼこや小田原漆器などの製造・販売といった伝統的ななりわいなどが今もなお息づき、歴史的建造物と一体となって、良好な歴史的風致を形成しています。

板橋地区周辺にみる歴史的風致

板橋地区周辺には、小田原北条 氏の時代から続く社寺群や近代 に相次いで建てられた政財界人 たちの別邸などが良好なまちな みの中に残り、そこでは古くか ら庶民に信仰されてきた宗教行 事や民俗行事が今も行われてい ます。



老欅荘からみた紅葉

小田原城下の旧三大明神例大祭にみる歴史的風致

旧くは三大明神と称された松原神社、 居神神社、大稲荷神社で行われる例大 祭では、それぞれの歴史と伝統を受け 継いだ神輿を担ぐ氏子たちの勇壮な姿 や木遣りの甚句、お囃子の笛の音など が今も賑やかに行われ、周辺の地域と 一体となって良好な環境を形成してい ます。



松原神社神輿の宮入

梅の栽培にみる歴史的風致



曽我梅林と富士山



柑橘栽培にみる歴史的風致

柑橘栽培園地にみられる 石積みの段々畑は、収ぎ 時期になるとオレンジの に色づくみかんなどの 木々や栽培農家の営みと 一体となって独特の を形成しています。



段々畑とおかめ桜

宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致

東海道屈指の宿場町であった小田原の台所を担った千度小路周辺には、蒲鉾や削り節、干物などの製造・販売を行う伝統的な商家やそれらの店舗が多く集積するかまぼこ通りと呼ばれる通りなどがあり、そこで行われる歴史と伝統を今に受け継ぐなりわいと一体となって良好な環境を形成しています。



出桁造りの伝統的商家

城下の伝統工芸にみる歴史的風致

小田原漆器をはじめる する伝統工芸はは、 をれの歴史と伝統をも け継ぎながら現在も われ、小田原に住む トカれ、の生活な好な でしています。



小田原漆器製造の様子

小田原市の重点区域における施策・事業概要

史跡小田原城跡 八幡山古郭 · 総構整備事業

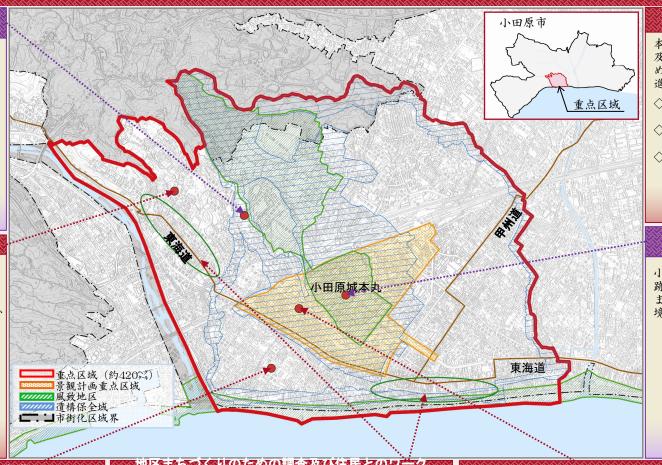
小田原城八幡山古郭・総構の保存 活用等を図ることにより、城下町 と一体となった歴史的環境の形成 を促進します。



松永記念館整備活用事業

松 内にある国 形文 化財である老欅荘及び葉 の 理及び 園の 景整備を一体的に 実施し、観 の いの場として、 また 点としての活用を図り ます。





景観形成に関する施策

本計画に基づく歴史的風致の維持 及び向上を確実に推進していくた め、以下の施策についての検討を 進めます。

- ◇小田原市景観計画重点区域の拡大
- ◇屋外広告物の積極的な誘導 方策の検討
- ◇史跡小田原城跡八幡山古郭 ・総構保存管理計画に基づ き設定した遺構保全域内に おいて、建築物等の規制誘 導を図ります。

史跡小田原城跡 本丸・二の丸整備事業

小田原城本 ・ の における史 跡整備を進めることにより、城と まちなみが一体となった歴史的環 境の形成を促進します。



天 と

小田原文学館整備事業

国 形文化財である小田原文 (本・別)の を実施し、周辺の 行 の整備等とあわ て、まちなかを する の 施設としての 能を する整備を行います。



小田原文 本



小田原文 別

地区まちづくりのための調査及び住民とのワーク ショップ

歴史的なまちなみや建造物が残る板橋地区周辺やかまぼこ通り周辺において、景観 や住民との ク ッ による地区のル ルづくり、 等 の 化 の支援を行い、景観計画重点区域 の設定等の歴史的環境や景観に したまちづくりを進めます。





清閑亭保存整備活用事業

国 形文化財である の 台 等の や天 の り等の ・ 理を実施し、 ・ 点として の 活用を図ります。



• 5

その他の事業

- 歴史的風致形成建造物 等整備事業
- 案内板等整備事業
- 雷線地中化促進事業
- 民俗芸能保存支援事業
- 祭礼等保存継承事業
- 散策パンフレット作成事業
- レンタサイクル事業
- 文化財の総合的把握・ 育成支援事業 など

平成23年6月市議会定例会の概要について

第 1日目 6月 1日 水 細部説明 第 2日目 6月 2日 木 (休 会) (議案関連質問通告) (一般質問通告) 第 3日目 6月 3日 金 (休 会) (休 会) 第 4日目 6月 4日 (土) (休 会) (休 会) 第 5日目 6月 5日 (日) (休 会) (休 会) 第 6日目 6月 6日 月 (休 会) (休 会) 第 7日目 6月 7日 火 質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託 第 8日目 6月 8日 水 (休 会) 第 9日目 6月 9日 木 (休 会) 第 10日目 6月 10日 金 (休 会) 第 11日目 6月 11日 (土) (休 会) (休 会) 第 13日目 6月 13日 月 (休 会) (休 会) 第 1 4 日目 6月 1 4 日 火 (休 会) (休 会) 第 1 5 日目 6月 1 5 日 水 (休 会) (休 会)				1	
第 2日目 6月 2日 木 (休 会) (議案関連質問通告) 第 3日目 6月 3日 金 (休 会) 第 4日目 6月 4日 (土) (休 会) 第 5日目 6月 5日 (日) (休 会) 第 6日目 6月 6日 月 (休 会) 第 7日目 6月 7日 火 質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託 第 8日目 6月 8日 水 (休 会) 建設経済常任委員会 (休 会) 厚生文教常任委員会 第 10日目 6月10日 金 総務常任委員会 第 11日目 6月11日 (土) (休 会) (休 会) 第 12日目 6月12日 (日) (休 会) 第 13日目 6月13日 月 (休 会) 第 14日目 6月14日 火 (休 会) 第 15日目 6月15日 水 (株 会) 第 15日目 6月15日 水 (株 会)	 第 1 F	日日	6月 1日	7k	補正予算並びにその他議案一括上程・提案説明・
第 2日目 6月 2日 木 (一般質問通告) 第 3日目 6月 3日 金 (休 会) 第 4日目 6月 4日 (土) (休 会) 第 5日目 6月 5日 (日) (休 会) 第 6日目 6月 6日 月 (休 会) 第 7日目 6月 7日 火 質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託 第 8日目 6月 8日 水 第 9日目 6月 9日 木 第 9日目 6月 9日 木 第 10日目 6月10日 金 第 11日目 6月11日 (土) (休 会) 第 13日目 6月13日 月 (休 会) 第 14日目 6月14日 火 (休 会) 第 15日目 6月15日 水 (株 会) 第 15日目 6月15日 水 (株 会) 第 15日目 6月15日 水 (株 会)	N7 1 F	ч н	- / - / - / -	710	細部説明
第 3日目 6月 3日 金 (休 会) 第 4日目 6月 4日 (土) (休 会) 第 5日目 6月 5日 (日) (休 会) 第 6日目 6月 6日 月 (休 会) 第 7日目 6月 7日 火 質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託 第 8日目 6月 8日 水 (休 会) 第 9日目 6月 9日 木 原生文教常任委員会 第 10日目 6月10日 金 総務常任委員会 第 11日目 6月11日 (土) (休 会) 第 13日目 6月13日 月 (休 会) 第 14日目 6月14日 火 (休 会) 第 15日目 6月15日 水 (茶 会)	タ の ロ	1 🖂	с В оп	4-	(休 会) (議案関連質問通告)
第 4日目 6月 4日 (土) (休 会) 第 5日目 6月 5日 (日) (休 会) 第 6日目 6月 6日 月 (休 会) 第 7日目 6月 7日 火 質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託 第 8日目 6月 8日 水 第 9日目 6月 9日 木 第 9日目 6月 9日 木 第 10日目 6月10日 金 第 11日目 6月11日 (土) (休 会) 第 12日目 6月12日 (日) (休 会) 第 13日目 6月13日 月 (休 会) 第 14日目 6月14日 火 (休 会) 第 15日目 6月15日 水 (香具長報告書検討日)	第 4	万	0月 2日	/ /	(一般質問通告)
第 5日目 6月 5日 (日) (休 会) 第 6日目 6月 6日 月 (休 会) 第 7日目 6月 7日 火 質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託 第 8日目 6月 8日 水 建設経済常任委員会 第 9日目 6月 9日 木 厚生文教常任委員会 第10日目 6月10日 金 総務常任委員会 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	第 3日	目	6月 3日	金	(休 会)
第6日目 6月 6日 月 (休 会) 第7日目 6月 7日 火 質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託 第8日目 6月 8日 水 (休 会) 建設経済常任委員会 第9日目 6月 9日 木 (休 会) 厚生文教常任委員会 第10日目 6月10日 金 (休 会) 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 火 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	第 4日	目	6月 4日	(土)	(休 会)
第 7日目 6月 7日 火 質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託 第 8日目 6月 8日 水 (休 会) 建設経済常任委員会 第 9日目 6月 9日 木 (休 会) 厚生文教常任委員会 第10日目 6月10日 金 (休 会) 総務常任委員会 第11日目 6月11日 (土) (休 会) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	第 5日	目目	6月 5日	(日)	(休 会)
第 8日目 6月 8日 水 (休 会) 建設経済常任委員会 第 9日目 6月 9日 木 (休 会) 厚生文教常任委員会 第10日目 6月10日 金 (休 会) 総務常任委員会 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	第 6日	目目	6月 6日	月	(休 会)
第 8日目 6月 8日 水 建設経済常任委員会 第 9日目 6月 9日 木 (休 会) [學生文教常任委員会 第10日目 6月10日 金 (休 会) 総務常任委員会 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	第 7日	目目	6月 7日	火	質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第 9日目 6月 9日 木 (休 会) 第10日目 6月10日 金 (休 会) 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	<i>b</i> 0.5	- H		١.	(休 会)
第 9日目 6月 9日 木 厚生文教常任委員会 第10日目 6月10日 金 (休 会) 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	第 8	日	6月 8日	水	建設経済常任委員会
厚生文教常任委員会 第10日目 6月10日 金 (休 会) 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	<i>b</i> 0.5	, H			(休 会)
第10日目 6月10日 金 総務常任委員会 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	第 9 日	日日	6月 9日	木	厚生文教常任委員会
総務常任委員会 第11日目 6月11日 (土) (休 会) 第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	₩ 1 0 E	tota .	0.0.0.0	_	(休 会)
第12日目 6月12日 (日) (休 会) 第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (香員長報告書検討日)	第10日 	日	6月10日	金	総務常任委員会
第13日目 6月13日 月 (休 会) 第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (休 会) (委員長報告書検討日)	第11日	目	6月11日	(土)	(休 会)
第14日目 6月14日 火 (休 会) 第15日目 6月15日 水 (体 会) (委員長報告書検討日)	第12日	目目	6月12日	(日)	(休 会)
第15日目 6月15日 水 (休 会) (委員長報告書検討日)	第13日	目目	6月13日	月	(休 会)
第15日目 6月15日 水 (委員長報告書検討日)	第14日	目	6月14日	火	(休 会)
(委員長報告書検討日)	佐1 FF	1 🗆	C H 1 F H	-la	(休 会)
名党仁禾昌 E 案本	- 男13日	1日	6月15日	八	(委員長報告書検討日)
「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「一」「					各常任委員長審査結果報告、採決
第16日目 6月16日 木 請願・陳情審査結果報告、採決	第16日	目目	6月16日	木	請願・陳情審査結果報告、採決
一般質問					一般質問
第17日目 6月17日 金 一般質問	第17日	目	6月17日	金	一般質問
第18日目 6月18日 (土) (休 会)	第18日	目	6月18日	(土)	(休 会)
第19日目 6月19日 (日) (休 会)	第19日	目	6月19日	(日)	(休 会)
第20日目 6月20日 月 一般質問	第20日	目	6月20日	月	一般質問
第21日目 6月21日 火 一般質問	第21日	目	6月21日	火	一般質問

厚生文教常任委員会(教育部・文化部関係)

平成23年6月9日開催

1 議 題

議案第50号 平成23年度小田原市一般会計補正予算(所管事項)

陳情第 2 号 30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書 の採択に関する陳情書 [採 択]

陳情第 6 号 望ましい歴史教科書の採択を求める陳情書 [採 択]

2 所管事務調査

(1) 報告事項

- 「キャンパスおだわら」の開設について
- ・ 財団法人小田原市学校建設公社の経営状況について
- ・ 学校生活における放射能対応について
- ・ 史跡小田原城跡御用米曲輪の整備について

30人以下学級実現と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択に関する陳情書

【陳情趣旨】

日々教育の発展のために、ご努力いただいていることに深く敬意を表します。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっています。

義務標準法の改正法が国会において成立し、小学校1年生の35人以下学級が実現しました。附 則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含 めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が2010年6月に実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、「小中高校の望ましい学級規模」として、約6割が26人~30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。新しい学習指導要領が本格的に始まり、総授業時間数と指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。個々の子どもに対応したきめ細やかな指導のためには教職員の定数増などの人的措置をはかり、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とするべきです。

現在の社会経済不安の中で、貧困と格差は世代間に引き継がれている状況があり、経済的な理由からの高校生の中途退学、また私学を進学先に選択できない家庭も増えています。ところが、日本の子どもに関する公的支出は先進国中、最低レベルとなっており、諸外国並みに、家計基盤の弱い家庭への子どもにかかる給付拡充などの施策の実施による、公教育の基盤の充実が求められています。また、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要です。教育水準の維持向上に向けた施策を講じるためには「教職員の子どもと向き合う時間の確保・拡充」や「教職員配置の更なる充実」が欠かせません。こうした観点から、西湘地区教職員組合では2012年度政府の概算要求に向けて下記事項の実現について地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

【陳情事項】

- 1. きめの細かい教育の実現のために、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OEC D諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。また、自然減を上回 る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
- 2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

平成23年5月19日 小田原市議会議長 加藤 仁司 様

陳情者

小田原市扇町5丁目17番12号 西湘地区教職員組合 執行委員長 清水 隆男 @

望ましい歴史教科書の採択を求める陳情書

初夏の候、貴殿におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、小田原市の発展と小田原市民の安全に誠心誠意ご尽力されていることに対し、心より 敬意を表する次第です。

さて、私たちは、小田原市立中学校各校が、2012年度から使用する教科書の採択に関しまして、 下記のように陳情いたす次第です。 貴市議会におかれましては、どうか趣旨をご高察賜り、善処 のほどよろしくお願い申し上げます。

【陳情項目】

- 1. 小田原市立中学校各校が、2012年度から使用する教科書の採択に際し、望ましい歴史認識に基づいた「歴史教科書」を採用して下さい。
- 2. 同じく、偏った歴史認識に依拠する『「つくる会」主導の歴史教科書(中学校用・自由社版)』 ならびに、『「日本教育再生機構」主導の歴史教科書(中学校用・育鵬社)』に対しては、十分に 調査し、慎重に検討して下さい。
- 3. 教育委員会で、各教科書を比較検討される際には、教育現場の教員らの意見や、保護者、学校OBらの声を出来る限り反映して下さい。

【陳情趣旨】

私ども在日本大韓民国民団は、主に日本の韓国併合にともなう植民地支配という不幸な歴史的 経緯によって、日本居住を余儀なくされた在日韓国人約40万人で構成する生活者団体です。すで に日本で生まれ育った2世以降の世代が大半を占め、今後も永住資格をもって日本で生活してい くことを望んでいます。

私たちにとって、国籍を有する韓国と生活基盤のある日本の揺るぎない友好関係とは、決して切り離すことができない車の両輪のようなものです。両国は2002年の韓日共催サッカーW杯成功や、韓日友情年を期した青少年交流、両国の相互訪問、韓流と日流の高揚など、かつてないほど善隣友好関係が成熟してきました。また、人とモノの交流は着実に増え続け、昨年の年間相互訪問者数は500万人以上に達するなど、「近くて遠い国」と言われてきた過去の関係とは隔世の観があります。この友好関係をさらに発展させるためには、市民レベルの交流や国家間の信頼関係の維持・発展が不可欠であることは言うまでもありません。

以上のような認識から、私たちは去る3月に文部科学省が検定合格させた、いわゆる「新しい歴史教科書をつくる会(つくる会)」主導の自由社版中学校歴史教科書と、つくる会の分派により立ら上げた「日本教育再生機構」主導の育鵬社版中学歴史教科書について異議を唱えるものです。この両社の歴史教科書は、「アジアを蔑視し、過去の過ちを合理化・美化する歪曲された歴史認識に基づく歴史教科書」であるとして、教科書採択の年ごとに在日韓国人の保護者の立場から、全国的に望ましい歴史教科書の採択を求める運動を推進し、両社の教科書不採択を強く要望してきました。

私たちは、日本の教育現場に子どもを送る在日韓国人の親の立場と、85年の日本国籍法改定に伴い日本国籍になった同胞子弟、さらには在日外国人の子どもたちも日本の教育現場で学ぶという現状に鑑み、今年の公立中学校歴史教科書採択においては、正しい歴史観に立った望ましい歴史教科書の採択を望むとともに、偏った歴史観を持つ自由社版・育鵬社版歴史教科書を採択しないよう強く要望する次第です。

一. 自由社版歴史教科書は237カ所、育鵬社は150カ所の文部科学省による検定意見がつけられ、 それらを修正した上で合格が下されております。この事実を直視するとともに、問題「教科書」 の中身を充分に吟味され、これを採択しないように望みます。

- 二. 両教科書共に問題部分を一例挙げれば、「日露戦争での日本の勝利により、植民地支配のアジア・アフリカの民族に独立の希望を与えた」という表記になっております。当時日本は朝鮮を植民地化しており、日露戦争の勝利は、朝鮮に独立の喪失をもたらしたわけで、日本の一方的な側面でのみ語っていることから、朝鮮の植民地支配についての反省がまったく欠落してるといえます。韓日にとって不幸な歴史をいまだに正当化するこの「両教科書」の存在そのものが、真に友好親善を願う韓日両国民にとってマイナスでしかありません。問題教科書が二度と外交問題に発展しないよう、不採択を望みます。
- 三.2009年の横浜市教育委員会の教科書採択において、横浜市が条例で設置した機関である教科書取扱審議会の答申を無視するばかりか、教科書採択の精神である「公開会議」「開かれた採択」による採択手順も無視し、教科書審議・採択を無記名で投票させるなど、前代未聞のあってはならない行為で、戦争賛美、アジアへの侵略を肯定するつくる会主導の自由社版歴史教科書を強行採択いたしました。

日本で最も国際的であると言われる横浜市のこのような恣意的な行為を正す意味においても、 貴小田原市の教科書採択においては、厳正で公正な採択を行うよう強く要望いたします。

四. 身を切られるような辛い歴史であっても、それを隠蔽したり、正当化することは、被害を及ぼした国の人々はもちろん、人権や平和を希求する世界の人々から指弾されかねません。「歴史は繰り返す」という教訓は、そういう姿勢を戒めているものだと思う観点から、将来を背負って立つ日本の中学生に誤った価値観を植えつける「教科書」は是非とも採択しないよう望みます。

以上

平成23年5月24日 小田原市議会議長 加藤 仁司 様

陳情者

小田原市板橋248-8 在日本大韓民国民団神奈川県湘西支部 団長 白 海 秦(ペク・ヘジン) ⑩

平成23年小田原市議会6月定例会

一般質問 6月16日~21日

質問順 1 6番 植田理都子

- 2 文化財等の保存・整備・活用の方向について
- (1) 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想について
- (2) 本市の歴史的環境の評価について

質問順 2 11番 鈴木美伸

- 3 石丁場群の活用について
- (1) 早川・石橋石丁場群の活用について

質問順 3 16番 安藤孝雄

- 1 東日本大震災を教訓とした本市の防災計画の見直しについて
- (4)海岸に近い学校を避難所として適切と考えるのか
- 2 東京電力福島第一原子力発電所事故による2次被害への対応について
- (1) 地産地消を推進する学校給食への安全策について
- (2) 学校施設における安全策について
- 3 未来を拓くたくましい子どもの育成の推進について
- (1) 各学校における夏場の教育環境整備について
- (2) 市単独による個別支援員、スタディ・サポート・スタッフなどの増員について

質問順 4 7番 鈴木敦子

- 1 片浦地区の教育環境について
- (1) 片浦小学校における小規模特認校について
- (2) 旧片浦中学校のあり方について

質問順 7 5番 佐々木ナオミ

- 1 子どもたちの安全に向けた大規模災害対策について
- (1) 避難体制について
- (2) 放射能対策について
- (3) 支援の必要な子どもたちへの対策について

質問順 9 12番 神永四郎

- 1 小田原市学校教育推進計画について
- (1) 特色ある学校づくりの現況と今後の課題等について
- (2) 子どもの生きる力の醸成等について
- (3) 安心して学べる場づくりについて

質問順12 1番 鈴木紀雄

- 1 東日本大震災に関連して
- (5) 学校施設等の放射線被ばく対策について

質問順14 8番 安野裕子

- 2 家族介護者の支援について
- (2) 外出時のトイレ介助について

質問順15 27番 原田敏司

- 1 東日本大震災を教訓にして、災害につよい「まちづくり」の推進を
- (3) 防災教育の見直しについて

質問順19 14番 大村 学

- 1 長興山紹太寺のしだれ桜について
- (1) 樹勢回復に向けての進捗状況について
- (2) 長興山紹太寺のしだれ桜のクローン桜について

※ 一般質問(教育部)

議員	NO	答弁	質問要旨	答 弁 要 旨
安藤孝雄	1	市長	津波発生時避難対策として、中学校も含め、 各学校の屋上の安全確認は十分にとれている のか。	今回の東日本大震災では、津波の際に建物の屋上に避難することで、難を逃れた方々が大勢いる。本市では、海抜10m以下の学校が、小学校7校、中学校3校ある。そのうち三の丸小学校については、屋上は設けて無いが、その他の学校については、大勢の人を収容できるほどの広さはないものの、フェンスを設置している。現在、屋上フェンスを整備する方向で、整備が必要な箇所や、屋上の防水層の補強等について、調査・検討を行っているところである。
安藤孝雄	2	教育長	津波を想定した避難訓練の検討が必要と思うが、各学校に対しては、どのような指導を考えているのか。	3月11日の東日本大震災以降、学校現場においては、津波への対応について大変危機意識が高まっている。そこで、年度当初の市内小・中学校校長との連絡調整会議において、津波対策を含めた、学校における災害対策について、校長会と調整を図りながら検討していく旨を確認し、各校長と意識の共有を図ったところである。各小・中学校では、3月11日に、広域避難所を開設した経験や、東北地方の被害状況などから、特に海に近い学校における津波を想定した避難対策について、校長会においても協議を重ねているところである。
安藤孝雄	3	教育長	津波を想定した避難訓練について、各学校では既にどのような対応をしているか。	各小・中学校においては、日ごろの児童・生徒への津波災害に対する意識の啓発や指導に加え、東日本大震災以降、まずは、屋上や最上階など、安全な高い場所に避難するよう避難経路を見直した形で、避難訓練を既に実施し、あるいは予定しているところである。
安藤孝雄	4	教育長	災害発生時に屋上へ出る扉の、鍵の管理等について、どのような対策を講じているのか。	屋上へ出る扉は、児童・生徒の安全管理上、普段は施錠し、鍵は、基本的に職員室に置くこととしている。しかし、津波災害では、教職員が職員室に立ち寄る時間的な余裕がないことや、広域避難所としても様々な混乱が予想されるため、児童生徒の屋上への避難誘導経路を再確認するとともに、最上階にも鍵の置き場所を設けるなど、学校における防災対策を見直し、日ごろの教職員の情報の共有等に努めてまいりたい。
安藤孝雄	5	教育長	学校給食に使用する食品は、魚介類も含めてその安全性は確保できているのか。	食品の安全については、食品衛生法に基づく暫定規制値を超える放射能が検出された一部地域や品目について、出荷制限及び摂取制限の措置がとられているため、市場に出回っている野菜や魚介類等について、安全性は確保されるようになっている。また、神奈川県内で生産された農畜水産物の検査については、神奈川県が一元的に実施することとされており、現在のところ、生茶を除く他の農畜水産物で暫定規制値を上回る放射能物質は検出されていない。本市では、国や県が公表する放射能情報により、毎日食品等の安全性を確認している。なお、念のため、野菜類の洗浄は十分に行うよう、指示をしている。

安藤孝雄	6	教育長	運動場での体育やプールでの水泳学習を心配する保護者の声が上がっている現状をどう認識し、対応しているか。	福島第一原発の事故による放射能の影響は、県の測定結果を見ても、その殆どが事故直後に飛来したと思われ、その後は減少し、大気中の降下物についても、放射性セシウムは4月5日以降、放射性ヨウ素は4月22日以降、いずれも不検出の状態が続いている。保護者から心配の声も届いているが、教育委員会としては、教職員、保護者や児童・生徒に放射線や放射能について理解してもらうため、文部科学省や神奈川県安全防災局が作成した資料を情報提供したり、教育長名で「放射線に対する学校での対応について」通知したりするなど、指導をしてきた。なお、学校の校庭で市が測定した結果については、6月10日に環境部が記者発表したとおり、健康に影響のあるレベルではなく、日常生活を送る上で心配はないと認識している。また、プールについては、十分に清掃した後に新しい水を入れており、その後は、雨天時においても、大気中の降下物は不検出の状態が続いていることから、基本的に安全であると認識している。児童・生徒に対しては、日ごろから、校庭で運動したり、遊んだりした後は、うがいや手洗いの励行を、また、プール使用時には、水泳後、うがいや目の水洗い、体をシャワーでよく洗い流すなど、指導をしているところである。
安藤孝雄	7	市長	児童生徒の健康に配慮 した、夏の暑さ対策の ための教室環境整備の 進捗状況は、どのよう になっているか。	昨年の夏の猛暑では、多くの子ども達や教職員等、学校関係者にとっては、非常に暑い中での学校生活となった。学校への空調設備については、全ての教室に空調設備を設置することは、多額の費用が必要となることから、現状では難しく、現時点では、保健室への設置が完了し、パソコン教室や特別支援教室、管理諸室等への整備を進めているところである。今年度は、新玉小学校の通級指導教室と酒匂幼稚園の遊戯室の空調設備の整備を予定しているが、東日本大震災の影響で、夏までの整備が難しい状況にある。一方、普通教室については、天井扇風機の整備を進めている。平成22年度末現在、小学校25校中7校への整備が完了し、今年度は4校に夏休み中の整備を予定している。また、中学校については、未整備であったが、今年度、3校の整備を行う予定である。
安藤孝雄	8	教育長	個別支援員やスタディ・サポート・スタッフの配置状況及び配置 基準はどのようになっているか。	個別支援員の配置基準は、特別支援学級の知的障がい学級において、1学級4名以上の児童・生徒が在籍している場合に1人、自閉症・情緒障がい学級では3名以上で1人、肢体不自由学級においては2名以上で1人である。そのほかに、通常の学級においても、学習障害や集団不適応など、教育上配慮を必要とする児童・生徒がいる場合にも個別支援員を配置し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を行うこととしており、全体として、現在、小学校19校、中学校11校に、合わせて68名を配置している。スタディ・サポート・スタッフは、小学校入門期の児童の不安を解消し、安定した学校生活が送れるようサポートすることを目的としており、小学校1・2年生において、児童数が30人を超える学級がある場合、学年に1名、また、30人を超える学級が3学級以上ある学年には2名、市単独で配置しており、本年度は、1年生に10名、2年生に20名の、計30名を配置している。

鈴木敦子	9	教育長	片浦小学校における小 規模特認校制度につい て、その進捗状況と今 後の見通しについて伺 う。	小規模特認校とは、小規模校の特性や地域の特色を生かし、一人ひとりの個性や特性に応じた教育を受けることを希望する児童や保護者について、一定の条件のもと、教育委員会が指定した学校について、市内全域からの入学を認めるものである。片浦小学校については、これまでの片浦地区における検討を踏まえて、今年の3月に、片浦地区の自治会、片浦小PTA及び同学校の連名で、小規模特認校とするよう、市長、教育長及び学校教育部長あてに要望書が提出された。このような状況を踏まえ、現在、平成24年4月からの小規模特認校制度の実施を目指して、職員によるプロジェクトチームを設置するとともに、片浦地区において地域住民、PTA、学校及び教育委員会による地域協議会を立ち上げるなど、準備を進めているところである。
鈴木敦子	10	教育長	昨年12月に小規模特認校制度の先進事例として、宇都宮市を視察したが、その結果はどうだったのか。	この視察は、小規模特認校制度について理解を深めるため、平成22年12月に、片浦小学校校長、教育委員会の指導主事、根府川自治会長及び片浦小PTA会長の4名が、この制度を導入して成功している宇都宮市立清原北小学校及び城山西小学校を訪問したものである。この2つの小学校は、平成17年度から小規模特認校となり、実践的なコミュニケーション力を育成する「会話科」の新設や地域特性を生かした教育活動、放課後活動の充実等により、児童数を着実に増加させており、成功に至るまでの経緯や特色づくりについて学ばせていただいた。その結果、参考になることが大変多くあり、片浦小学校への小規模特認校制度の導入を検討する上で生かしてまいりたい。
鈴木敦子	11	教育長	片浦小学校の小規模特認校制度の取組に対する、市としての目的意識を伺う。	片浦小学校の小規模特認校制度の取組については、片浦小学校の活性化ということだけではなく、片浦中学校が平成22年3月に閉校となっている状況を踏まえ、片浦地区における地域コミュニティの核という観点からも、重要であると考えている。いずれにしても、今回の小規模特認校制度の取組が成功するよう、教育委員会としても全力で取り組んでまいりたい。
鈴木敦子	12	教育長	市内には曽我小などの 小規模な学校がある が、このような学校に ついての今後の展望を 伺う。	小規模な学校について一定の規模を確保するための方策としては、小規模特認校制度の活用のほか、通学区域の見直し等の方法がある。市内には、曽我小学校など、児童数が減少傾向にある学校があることから、このような学校については、一定の規模の確保に向けた検討を行う必要があると考えている。いずれにしても、まずは片浦小学校での取組を成功させ、そうした事例を参考にしながら、その地域や学校にとってどのような方策が望ましいのか、今後の検討課題としてまいりたい。
鈴木敦子	13	市長	旧片浦中学校のあり方 について、今までの活 用経過や取組、今後の スケジュールについて 伺う。	片浦中学校の閉校後の活用については、平成21年5月に、庁内にワーキングチームを設置して、そのあり方について検討し、平成22年3月に報告書が提出された。この報告書に基づき、平成22年度は、教育研究所の機能の一部を移転して、教育研究や研修を実施してきた。また、併せて、片浦中学校が地域において果たしてきた役割等を調査し、その結果を踏まえて本格活用に向けた検討を行うため、早稲田大学による「オーラルヒストリー調査」を行うとともに、片浦中学校を実際に利用した市民、職員等に対して「モニタリンク調査」を実施して、利用にあたっての課題、要望等を把握している。今年度は、具体的なスケジュールはまだお示しできないが、オーラルヒストリー調査やモニタリング調査を継続しながら、24年度からの本格活用に向け、活用の仕組みや担い手等、様々な課題を整理し、その準備をしてまいりたい。

佐々木ナオミ	14	市長	災害発生時における広 域避難所である学校施 設において、現在、雨 漏り等の不具合が生じ ている。防災という観 点からも、学校施設の 改修・修繕を緊急に行 う必要があると考える が如何か。	本市の学校施設の多くは、建設後30年以上が経過し、老朽化への対応が課題となっている。雨漏り等の不具合に加え、今回の東日本大震災により、受水槽の破損等の被害も生じている。鴨宮中学校については、国の災害復旧の補助対象になるかの協議に時間を要したため、4月9日に仮復旧するまで、子ども達に不便をかけてしまった。また、雨漏りや床の傷み、トイレの臭い等については、厳しい財政状況の中、十分に対応できていない状況にある。しかしながら、防災という観点からも、子ども達の日常の安全安心という観点からも、今回の東日本大震災の教訓を取り入れながら、必要な改修・修繕は行っていかなければならないと考えている。
佐々木ナオミ	15	市長	本年度当初予算において、小中学校からの工事要望件数と、予算化件数は何件か。また、東日本大震災の被害の件数と対応状況について伺う。	本年度当初予算における小中学校から出された工事要望件数と東日本大震災の被害による改修・修繕要望について質問があった。平成23年度当初予算において、小中学校から41件の工事要望があり、その内、16件(39.02%)を予算化した。主な内容は、外壁、床、特別教室、プールの改修、空調設備・天井扇風機の整備である。東日本大震災による被害については、現在(6月16日)までに32件の改修・修繕の必要箇所を確認した。内訳として、受水槽、浄化槽、ガス配管、井戸水配管の破損が15件、校舎と校舎の繋ぎ目部分の破損が12件、校舎や屋内運動場のモルタルの剥がれが5件の計32件である。これらのうち、現在、受水槽の仮復旧、浄化槽や井戸水配管の修繕、校舎と校舎との繋ぎ目部分の応急手当を含め、24件の対応を行っている。未対応の箇所についても、なるべく早い改修・修繕に努めてまいりたい。
佐々木ナオミ	16	教育長	登下校時に災害が発生 した場合の対応や、災 害時の保護者の引取り 等について、学校での 指導や保護者への周知 はどうなっているの か。	登下校時に災害が発生した場合の対応等については、各学校に、それぞれが定める防災計画に基づいて、児童・生徒が、自分で自分の安全を守るための判断力と行動力とが身に付くよう、さまざまな災害を想定し、指導を行っている。保護者への周知については、各学校で対応が異なっているが、年度当初に、文書の配布や引取訓練の場で周知を図っている。津波への対応が必要となる場合を含め、児童・生徒への対応については、現在、当面の対応を含め、校長会とともに協議を重ね、見直しをしているところである。
佐々木ナオミ	17	教育長	災害が発生した場合、 電話が不通になった り、保護者が帰宅困難 となったりと想定され るが、そうした場合の 学校の対応を一元化す べきであるが、どう考 えるか。	大規模地震が発生した場合の対応については、各学校で「学校における大規模地震への対応」マニュアル等をもとに、児童・生徒の在校時や登下校時、在宅時等、様々な場面を想定して定めている。しかし、災害の規模に応じた児童・生徒の引き取りについては、校長の判断で行っているところである。現在、教育委員会では、校長会とともに、例えば、震度5弱以上の地震が発生した場合には、小学校では保護者に引き渡す、中学校では教職員が一定の場所まで引率して集団下校する、また、保護者が家にいなかったり、被害が甚大で帰宅が困難な場合については、安全が確認されるまで学校に待機させるなど、一定の取り決めをすることについて、協議をしているところである。

佐々木ナオミ	18	市長	広域避難所における支援が必要な子どもへの対応について、現状と 今後の対策を伺う。	広域避難所の運営は、地域住民、学校職員及び市の職員により構成される、広域避難所運営委員会を中心に行うことになっている。現在の地域防災計画では、子どもに限らず、広域避難所での対応が困難となる障がい者等の要援護者については、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカー等と協議し、他の公共施設に家族単位で収容することとなっている。しかしながら、発達障がい等、支援が必要な子どもへの対応については、現状では、特別な対策を講じてはいない。東日本大震災の被災地では、避難所において、支援が必要な子どもへの人的な面や居場所等の対応について、様々な課題が生じている。そこで、今後は、そうした支援が必要な子どもたちへの対応を視野に入れ、被災地での課題を参考に、避難所で、子どもも保護者も安心して生活できるような配慮を検討してまいりたい。
神永四郎	19	教育長	「特色ある学校づくり」をどのように推進し、どのような成果をもたらしているのか、また、今後の課題はどのようなものか。	本市では、「未来へつながる学校づくり推進事業」を柱に、「子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える学校」を目指し、「確かな学力の向上」「豊かな心の育成」「健康体力づくりの推進」「食育の推進」「体験学習活動の推進」を取り組みの重点として位置付け、各校が様々な研究テーマを掲げて特色ある学校づくりを推進している。また、この事業では、地域一体教育と幼保・小・中一体教育を未来へつながる学校づくりのための教育環境として位置付けており、幼・小、中の教職員や保護者の方などを構成員とした研究会が活動母体となっている。事業の成果としては、地域の協力や連携の中で子どもたちが人との関わりを深めたり、体験を通して自然への興味、関心を高めるなど、通常のカリキュラムではなし得ない効果が表れていると感じている。
神永四郎	20	教育長	本市では、子どもの健康・体力づくりの推進について、どのような施策を行っているのか、また、個々の能力を客観的に知る判断基準として、体力テストを統一的に実施したことがあるか。	教育委員会としては、生涯にわたって、主体的に運動に取り組み、体力の向上を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「食」とかかわり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成に取り組むよう、各学校に指導している。また、児童生徒の健康・体力づくりの推進においては、小学校体育大会の開催や、外遊びを促すためのロング昼休みの実施、中学校運動部活動の活性化を図るための部活動地域指導者派遣事業などを行っている。体力テストについては、これまで統一的には実施していないが、すべての小・中学校において、それぞれの実情に応じ、実施している。
神永四郎	21	市長	学校施設の整備・補修 について、学校からは どのような要望が出さ れているのか。また、 市が進めている環境整 備事業は何か。	学校からは、トイレや外壁、雨漏り、教室の床の張り替え等の大規模な改修や照明器具の不具合、トイレの詰りなど、多種多様な要望が出されている。本市では、そうした状況を踏まえ、緊急性、必要性の高いものから、順次、整備・補修を行っているところである。しかし、厳しい財政状況の中、学校からの要望に対して、十分に対応できていない状況にある。大きな改修計画としては「校舎リニューアル事業」があり、今年度は、平成20年度から進めている千代小学校の最終年度で、特別教室の改修を行うこととしている。また、小・中学校の普通教室への「天井扇風機の設置」を行っているところであり、今年度は、小学校4校、中学校3校への整備を予定している。

鈴木紀雄	22	教育長	学校プール、校庭、砂 遊び場など学校施設等 における放射線被ばく 対策について、何か取 り組まれているのか。	学校現場としては、まずは、放射能について、正しい理解をしていくことが大切であることから、文部科学省が作成した教職員向け資料「放射能を正しく理解するために」及び、保護者向けの資料「放射能で気をつけたいこと・保護者の皆様へ」を、5月17日に配布した。また、国や県が行う空間放射線量や大気中の降下物、食品等の測定結果を受け、状況に応じ、各小・中学校、幼稚園に対し、情報提供するとともに、指導を行っている。なお、学校プールについては、十分に清掃した後、新しい水を入れており、基本的に安全であると認識しているが、プール使用時には念のため、水泳後、うがいや目の水洗い、体をシャワーでよく洗い流すことなどを指導している。また、校庭や砂遊び場等においては、小さな子どもが土や砂を口に入れないように注意するとともに、外で遊んだら手や顔についた土や砂をよく洗い落とすよう日頃から指導しているところである。なお、今月8日には、文部科学省から簡易放射線測定器「はかるくん」を借り受け、各中学校区に1台ずつ貸与した。各小学校等と連携して活用しているところである。
鈴木紀雄	23	市長	今後、外出規制される ような事態になった場 合、夏の暑さ対策とし て、各教室に扇風機等 の整備が必要と考える が、この機会に整備を 促進したらどうか。	学校の空調設備については、保健室への設置が完了し、パソコン教室や特別支援教室、管理諸室等への整備を進めているところである。普通教室については、天井扇風機の整備を進めており、今年度の整備予定を含めると、小学校は25校中11校、中学校は11校中3校となっている。学校への扇風機等の整備については、近頃の夏の暑さ対策として、必要なことと考えており、なるべく早い整備に努めてまいりたい。
原田敏司	24	教育長	小中学校において防災 教育はどのように行われ、その中で、防災訓 練は行われているのか。	各学校においては、日ごろから、児童・生徒に対して、様々な機会を通じて防災意識を高めるよう注意喚起するとともに、各学校で定める防災計画に基づき、避難訓練を初めとする防災教育を実施している。また、教育委員会では、平成19年度に、防災パンフレット「地震だ!そのときどうする」を作成、全小・中学校に配布し、防災教育の際に活用するよう指導している。防災訓練については、小・中学校ごとに、各校で定めた防災計画にのっとり、主に、地震や火災の発生を想定して実施しているが、今年度は、東日本大震災を受け、その被害状況を教訓として、海岸に近い学校では、津波災害を想定した訓練を行っている学校もある。
原田敏司	25	教育長	津波に被災する恐れのある小・中学校は、どのくらいあるか。学校ごとに津波対策を確立し、避難訓練をするなど防災教育を見直す必要があるのではないか。	

※ 一般質問(文化部)

議員	NO	答弁	質問要旨	答 弁 要 旨
植田理都子	1	市長	史跡小田原城跡本丸・ 二の丸整備基本構想に ついて見直しはないと いう見解だったが、神 奈川新聞に基本構想見 直しについての記事が 出た。基本構想につい て方針の変更があるの か、またそのきっかけ や理由について確認し たい。	史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想は、策定から18年が経過しており、その間に施設の移転や史跡整備が進むことで、整備スケジュールや、植栽・便益施設のゾーニングなど、課題や新たな視点が明らかになってきた。また、文化庁の史跡整備の考え方も、史跡の保存と整備が中心ではあるものの、その立地、人々の営みなど現在までの歴史の重層性、自然環境や景観など、史跡の本質的な価値を様々な角度から評価していくことが求められるなど、策定当時から変化してきている。こうしたなか市民の皆さんや史跡小田原城跡調査・整備委員会からも、整備基本構想の様々な視点について、そろそろ再検討すべきとの意見が出されており、市としても見直し作業の準備を進めることとしたものである。この見直し作業において、国指定史跡の保存と活用を図ることを目的とする意味では、整備基本構想の根幹の部分は変わらないと考えているが、ただいま申し上げたようなより広い視野で検討する必要があると考えている。現在、変更や追加すべき視点はどういったものか、項目の洗い出しを行っており、今後2・3年をかけ見直し作業を行っていきたいと考えている。
植田理都子	2	市長	文化庁が進める「歴史 文化基本構想」が本市 のまちづくりの方向に どのような意義がある と考えるか、制定の方 向性も含め、市長の見 解を聞きたい。	「歴史文化基本構想」は、文化財にはそれが置かれた環境の中で、生活や生業を含めた人々の営みと関わりながら伝統的な意義や価値を形成してきたという側面があり、歴史や風土の下で相互につながっているという面もあることから、文化財を社会全体で継承していくために策定する、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想である。この趣旨は、6番植田議員の考え方に近い内容のものではないかと私も感じており、地域に存在する様々な資産を一体としてとらえ、魅力や価値を分かりやすく示すというこの構想の趣旨は、本市のまちづくりにおいても寄与する部分があると考えている。本市では、先ごろ国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の中で、こうした取り組みについても位置付けをしているところであり、まずはこうした取り組みを進めてまいりたい。
鈴木美伸	3	市長	早川石丁場群の国指定 史跡に向けた作業の進 捗状況はどうなってい るのか。	早川石丁場群については、国指定史跡を目指して平成19・20年度に分布調査を実施し、約20~クタールの範囲に存在することを確認している。現在、文化庁及び県と国指定史跡とするための条件について協議を進めているところであるが、協議の中では市が従来想定していたものより詳細な分析が必要との感触も得ている。いずれにしても、今後も文化庁等との協議を進めて史跡指定のための要件を明確にしていくとともに、地権者の方との調整や詳細な測量等必要な調査を行い、できるだけ早い時期に国指定史跡となるよう努めてまいりたい。
鈴木美伸	4	市長	早川石丁場群の今年度 の整備内容と石橋石丁 場群の今後の整備につ いて伺う。	早川石丁場群の分布は、石垣山一夜城付近から早川の上流部にかけて石丁場が点在していることが分布調査で確認されている。早川石丁場群全体の整備については、国史跡に指定された以降に行う予定であるが、まずは、広域農道小田原湯河原線、現在の市道2390の工事の際に保存された石丁場を活用するため、整備工事を実施していく。今年度実施する整備の具体的な内容については、市民の安全にも配慮しながら、具体的な石切作業工程を観察できるような散策路と説明板を設置する予定である。また、石橋石丁場群についても、重要な遺跡であると認識しているが、早川石丁場群の国指定を進める中で検討してまいりたい。

安野裕子	5	市長	地区公民館におけるトイレのバリアフリー化 はどうなっているのか。	過去5年において、地区公民館の建設もしくは修繕に係る補助金を交付したのは37館である。このうち、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により建設費補助金を交付し、新築した公民館3館については、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の規定により、いずれもバリアフリー対応のトイレを設置している。また、地区公民館修繕費補助金を交付したもののうち、トイレの改修を行ったのは4館である。
大村学	6	市長	現在行っている長興山 枝垂桜の樹勢回復業務 の進捗状況はどうか。	長興山枝垂桜の樹勢回復業務については、今年4月から5月にかけて、土壌の 改善や樹木の活力を回復させるための液剤を枝垂桜周辺の土壌に注入するとと もに、葉の働きを高めるための光合成促進剤の散布を行い、木の状態の定期的な 観察をしている。今後も、こうした作業を継続していくとともに、円滑に作業が 遂行できるよう敷地内の除草も行うなど、枝垂桜の樹勢回復に努めてまいりた い。
大村学	7	市長	長興山枝垂桜のクローン桜の苗が、住友林業の研究所に2本あり、そのうちの1本を住友林業から小田原市に寄贈する意向があると聞いている。この苗を移植し、小田原市のシンボルとして有効活用していく考えはあるか。	長興山の枝垂桜は、価値の高い文化財であり、市内でも屈指の観光資源であることから、後世に受け継いでいきたいと考え、樹勢回復事業を行っているところである。苗の寄贈について正式に伺ってはいないので、詳細なお答えはできないが、大変ありがたいお話と感じている。一方、歴史や由来のあるものであることから、移植する場合には、適切な場所を選定する必要があると考えており、そのようなお話があった場合は、木の所有者や専門家のご意見などを伺いながら、どのような活用ができるかを積極的に検討していきたい。

夏期の電力需給対策に伴う特別保育等の実施について

本市では、今夏の電力需給対策により各事業所が土日振替操業を実施することに伴い、 放課後児童クラブ2ヵ所、公立保育所2ヵ所において、日曜日などの特別保育等を実施 します。

放課後児童クラブ

- (1) 実施期間 平成23年7月3日(日)~9月25日(日)の日曜日
- (2) 開設場所 足柄小学校(足柄小学校区放課後児童クラブ) 国府津小学校(国府津地区放課後児童クラブ)
- (3) 開設時間 7時30分から18時(延長は18時30分まで)
- (4) 利用条件 放課後児童クラブに入所している児童で、保護者の勤める事業所が電力需給対策に伴う土日振替操業を実施することで、日曜日が留守家庭となる児童。
- (5)受入児童数 約40名
- (6) 利用者負担 利用者負担はありません。 *延長分については別途料金がかかります。
- (7)申請方法 普段利用している放課後児童クラブを通じて申請書を配布。事業所の 証明を添えて、放課後児童クラブ又は小田原市青少年課へ提出。

保育所

- (1) 実施期間 平成23年7月2日(土)~9月25日(日)の土曜日、日曜日
- (2) 保育場所 市立豊川保育園、市立桜井保育園
- (3) 保育時間 7時30分から18時30分(延長保育は19時まで)
- (4) 利用条件 小田原市内に住所を有し、認可保育所に入所している児童で、保護者 の勤める事業所が電力需給対策に伴う土日振替操業を実施すること で、土曜日又は日曜日の家庭保育が困難となる児童。
- (5) 受入児童数 約40名
- (6) 利用者負担 利用者負担はありません。 *延長保育については別途料金がかかります。
- (7)申請方法 現在入所している保育所を通じて申請書を配布。振替操業を実施する 事業所を経由して小田原市保育課へ提出。

青少年の体験交流事業等について

1 指導者養成研修事業「おだわら自然楽校(OOTS)」

青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の、発掘・育成・資質向上 を目的とした研修事業です。

(1) 期日・場所・内容

	期日	場所	内 容
	5月14日(土)	旧片浦中学校	『ゲーム de グループビルド』
連	6月12日(日)	小田原市役所	『リーダーシップトレーニング』
連続プ	7月 2日(土)	酒匂川上流(山北町)	『川のアクティビティと
ログ			安全管理徹底マスター』
ラ	9月10日(土)	旧片浦中学校	『伝えるチカラ』
<u>ل</u>	H24年2月	小田原市役所	『子どもたちのための 体験プログラム企画づくり』
4-1-	10月23日(日)	辻村植物園	『野遊びの達人』
特 別	11月 5日(土)	塔ノ峰青少年の家	『読図とコンパスで山歩き』
プログ	12月上旬	塔ノ峰青少年の家	『ローストターキーと 手作りクリスマスリース』
ラム	H24年3月	塔ノ峰青少年の家	『シングルバーナークッキング &ネイテャークラフト』

(2) 参加者・連続プログラム 39人(高校生~60歳代 男性29人・女性10人)

・特別プログラム 9月以降募集開始(各プログラムごとの募集)

(3) 参加費・連続プログラム 5,000円/人

・特別プログラム 1,000円/人(予定)

2 地域少年リーダー養成講座 「きらめきロビンフッド ~ 森から生まれた水の冒険」

子どもたちが、新しい仲間と一緒になって自然体験やキャンプスキルを習得する中で、地域で活躍できる「少年リーダー」としての自覚と行動力を身につけていくことをねらいとした全6回の養成講座です。今年度は「水」がテーマです。

(1) 期日・場所・内容

	期日	場所	内 容
第1回研修	7月23日(土)	小田原市役所	事前研修 コミュニュケーション
第2回研修	8月6日 (土)	小田原市水道局	施設見学
第3回研修	8月20日 (土) ~22日 (月) ※2泊3日	塔ノ峰青少年の家	野外炊事 キャンプ 自然体験
第4回研修	10月1日(土)	未定	事後研修
第5回研修	11月19日 (土)	小田原市内	ツーデーマーチへの参加
第6回研修	H24年3月	未定	事後研修

(2) 参加募集(募集中)

・対 象 小学5・6年生 定員60人

·募 集 6月15日(水)~24日(金)【6月22日(火)現在 40人応募】

(3) 参加費 2.500円/人

3 地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 片浦」

参加者である小学5・6年生が、 学校や学年を超えたコミュニュケ ーションを図り、また、世代の異な る大人(指導者)たちと交流をしな がら、創造性や自立心、豊かな人間 性を育むことのできるよう、2泊3 日の宿泊体験学習を実施します。

実施に際しては、自然や歴史、生 業など地域(会場周辺)の資産を活 用するとともに、子どもたちにあえ て不便な環境下で工夫することを 学んでもらうため、汗を流しながら じっくりと経験を積める内容とし ています。









写真:昨年度の様子

なお、この事業は、青少年の健全育成を支える指導者の実践活動の場、特に「おだわら自 然楽校」受講生たちの活躍の場としての性格を併せもっているため、10代から60代まで 幅広い年齢層の多くの指導者(大人)が、3日間を通して、子どもたちの指導・支援にあた ります。

- (1) 期 日 7月16日(十) \sim 18日(祝·月)

 <2泊3日>
- (2) 場 所 旧片浦中学校及び片浦地域ほか
- (3) 宿泊 旧片浦中学校体育館(女性)、片浦小学校体育館(男性)
- (4) 参加(小学5・6年生)
 - ① 募集開始 6月13日(月)
 - ② 募集定員 70人
 - ③ 応募受付 169人(男69人・女100人) ※実際には200人超が応募
 - ④ 参 加 者 75人(男24人・女51人)
 - ⑤ 参加費 6,000円/人
- (5) 指導者 おだわら自然楽校(研修課程履修者) 約30人が参加
- (6) 内容
 - ・1日目 コミュニケーション・仲間作り・野外炊事・キャンプファイヤー
 - ・2日目 体験型ウォークラリー・食事 (テーブルマナー、配膳実習)・夜の集い
 - ・3日目 ふりかえり (発表)・施設清掃
- (7) 体験型ウォークラリー(主なポイント)
 - ① 第1コース なみの子村 → 根府川ダイビングセンター → ヒルトン
 - ② 第2コース サドルバック (馬など) → ヒルトン
 - ③ 第3コース マス釣りセンター → オレンジ畑(サイダー作り等) → ヒルトン
 - ④ 第4コース お山のたいしょう → ヒルトン (配膳研修)
 - ⑤ 第5コース 江之浦テラス近くの畑(講師:ビーグッドカフェ) → ヒルトン
 - ⑥ 第6コース ブルーベリー畑 → マス釣りセンター → 星が山(ジャム) → ヒルトン

キャンパスおだわら

Compression of the second of t

お待たせしました!!小田原市に、だれもが気軽に生涯学習に取り組むことができる 「キャンパスおだわら」がスタートします。

これを記念し、講演会、パネル展、ミニ講座など、たくさんの 催しを展開します。どなたでも参加できます。 ぜひ気軽にご来場ください!

日時:平成23年7月3日(日)12:00~16:30

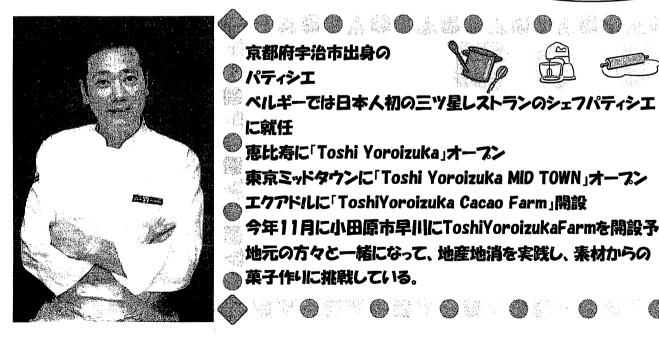
会場: 小田原市生涯学習センターけやき

記念講演 14:30~16:00 (※申し込み制)

演題 「食を通じた地域とのかかわりと生きる力の育成」

よろいづか としひこ 俊彦 さん





京都府宇治市出身の



※ベルギーでは日本人初の三ツ星レストランのシェフパティシエ に対任

恵比寿に「Toshi Yoroizuka」オーマン

東京ミッドタウンに「Toshi Yoroizuka MID TOWN」オープン

エクアドルに「ToshiYoroizuka Cacao Farm」開設 『今年11月に小田原市早川にToshiYoroizukaFarmを開設予定

地元の方々と一緒になって、地産地消を実践し、秦材からの

🏿 菓子作りに挑戦している。

主催:キャンパスおだわら開設準備会・小田原市 (お問い合わせ: 100465-33-1871)

※その他に、展示コーナーなどもあります。 詳細は裏面をご覧ください。

<プログラム>

~ホール~

13:00 イベント受付開始

13:30 開会宣言 事業概要紹介ガイダンス 市長、運営委員長 挨拶 など

14:10 市民教授によるマリンバ演奏 出演 鈴木あさみ さん

(休憩)

14:30 記念講演 (※申し込み制)

演題「食を通じた地域とのかかわりと生きる力の育成」 よろいっか としひこ 講師 鎧塚 俊彦 さん

定員 500名(多数抽選)

 \bigcirc \bigcirc \bigcirc

~大会議室~

12:00~16:30 まで 開催 *大会議室の見学は自由です。

【パネル展示】

キャンパスおだわら参加団体の活動紹介 など

事業全体の体系や、学習講座の内容などを展示します。

【作品展示・ミニ講座】多数出展

- ・生け花 ・楽しい川柳
- -書道 ・不思議なマジック
- •スケッチングウォーク
- 小田原の郷土史発見
- ・酒匂川を知ろう ・・・



市民同士で 一緒に学び ましょう!

生涯学習マスコットまなびい (石ノ森章太郎)



記念講演お申し込み方法

往復はがきに、住所・氏名・電話番号・参加者全員の氏名・託児希望の有無と、 返信面に宛先をご記入の上、生涯学習センターけやきまでご郵送ください。 締切は、6月20日(月)必着です。

※往復はがき1通につき、2名様までお申し込みいただけます。

◎ 託児をご希望の方は、おやつ代として、お子様1名につき100円かかります。

※駐車場に制限がありますので、ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

夏季休業中の学校プール開放について

平成23年度の夏季休業中の学校プール開放について、プール開放検討委員会で検討した状況は下記のとおりです。

1 運営責任の所在について

教育課程内での使用責任者と、教育課程外での使用責任者を分けて考えるとともに、教育課程 外で使用する場合は、校長の許可を得た団体(運営主体)が使用責任を負うこととする。

これにより、夏季休業中の開放については、使用責任を運営主体(PTA)が負うこことなるが、使用責任者としての業務のうち、監視業務を業者へ委託することにより、PTAが監視業務上の過失責任を負うことがなくなるかたちとすることとした。

⇒ プール管理運営規定の改定

	旧	新
管理責任者	校長、最終的には教育委員会	校長(教育委員会)
運営責任者	運営責任については、各校の運営状況ご とに判断(ケース・バイ・ケース)	使用責任者 (PTAもしくは委託業者 →委託契約内容により異なる)

※ 各校で作成している「プール管理運営規定」を今年度から教育指導課作成の雛型に基づき、下 記のとおり責任の所在について一定の基準に統一されたものになるよう、校長会等を通じて PTAと学校に見直しを依頼。

「プール管理運営規定(改定案)」(抜粋)

<使用>

第10条 プール使用については、次のとおりとする。

- (1) プール使用日は、プール運営委員会で割り当てる。
- (2) 使用責任者が指導監督および監視を行う。
- (3) 授業日(教育課程内)の使用について
 - ① 午前○時○分~午後○時○分までとする。
 - ② 使用責任者は、指導する教員がこれにあたる。
- (4) 休業日(教育課程外)の使用について
 - ① 午前〇時〇分~午後〇時〇分
 - ② 管理責任者から許可を得た団体等(運営主体となる)が、本規定に基づいて使用することができる。
 - ③ 使用責任者は、運営主体となる団体等が定めた者がこれにあたる。

2 傷害保険の加入について

けが等の事故が生じた場合に、スポーツ課が加入している傷害保険以外に補償額独自に傷害保険 に加入しているPTAが有り、その補償内容もPTAによってまちまちである状況となっている。 今年度は、スポーツ課が加入している傷害保険の額を引き上げることとした。(児童一人あたり 最高1000万円まで)

	旧	新
スポーツ課	傷害保険加入額(予算額 383千円)	傷害保険加入額(予算額 850千円)
		467千円増額
	[保険の内容]	[保険の内容]
	利用者	利用者監視員共通
	死亡時 100万円	死亡時 1,000万円
	入院保険金(日額)1000円	入院保険金(日額) 5000円
	通院保険金(日額) 650円	通院保険金(日額) 3000円
	監視員	
	死亡時 200万円	
	入院保険金(日額)1000円	
	通院保険金(日額) 650円	
各校	神奈川県PTA協議会安全互助会で加入	する損害賠償保険
	※ただし、各校PTAでさらに保険加入	、することも有り。

3 監視員の雇用について

監視業務については各校それぞれの方法で行っていたが、今後全校一括で監視業者と委託契約をする方向で検討することとした。

	旧	新
監視員雇用	各校(PTA)が独自に監視員を雇用。	全校一括で監視業者と委託契約する。
	(専門業者、アルバイト等資格の有無	(契約名義は各校校長と各 PTA 会長の
	は統一されていない。)	連名)

※今年度はPTAの予算調整等が難しいため、従来どおり各校で監視委託する。

一括委託した場合の業者見積もり額 : 約600万円

市費及びPTA費計(前年度並み) : 約400万円 ⇒200万円不足